

## 産業建設委員会会議録

日時 令和3年5月24日（月曜日）

午前10時開会 午前11時30分閉会

場所 第1委員会室

日程

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議・説明事項

4 閉会

出席委員（8名）

委員長 勝田達也

副委員長 小坂博

委員 内田卓男

委員 柏村忠志

委員 寺内充

委員 矢口清

委員 柳澤明

委員 平石勝司

説明のため出席した者（13名）

副市長	栗原 正夫	産業経済部長	佐藤 亨
都市政策部長	船沢 一郎	建設部長	岡田 美徳
農林水産課長	黒須 清一	農業委員会事務局長	羽成 信明
都市計画課長	飯泉 貴史	都市整備課長	平井 康裕
建築指導課長	櫻井 良哉	道路管理課長	浅岡 武徳
道路建設課長	草間 正志	下水道課長	滝田 昌暁
水道課長	和田 利昭		

傍聴者 0名

事務局職員出席者 松本 裕司

-----

○**勝田委員長** ただ今から産業建設委員会を開催いたします。①令和3年度土浦市一般会計補正予算（第4回）（案）について執行部から説明願います。

○**平井都市整備課長** 都市整備課でございます。令和3年度土浦市一般会計補正予算（第4回）（案）について、御説明いたします。サイドブックスについては、①令和3年度土浦市一般会計補正予算（第4回）（案）についての2ページ、委員会資料は別添資料1の1ページをお願いいたします。はじめに、歳出の表をお願いします。7款土木費4項都市計画費2目都市施設管理費事業名、都市施設管理事業につきまして、7,150万円の増額補正をお願いします。補正の理由につきましては次ページ、タブレットは3ページ、委員会資料は2ページをお願いします。位置図に記載の駅東西口のエレベーター2基につきましては、平成9年に設置後23年が経過しているエレベーターとなります。建築基準法改正に伴い戸開走行保護装置が義務化されておりますが、改正前に整備されたことから既存不適格な状態となっているため、本体と2個の独立したブレーキ、かごの移動を感知する装置等の設置工事費として7,150万円の増額補正をお願いします。なお、東口のエレベーターは両面扉、西口は片面扉のエレベーターとなります。当該事業は、市が作成した整備計画に基づき実施される事業のうち、中心市街地活性化に資する事業の対象となり、事業費の2分の1が、国庫補助金として交付されるもので、国費の追加配分に伴い、令和4年度以降に位置付けた事業の前倒しが可能となったものでございます。エレベーターを更新することで、歩行者やサイクリストの移動環境の改善が図れるもので、工期は年度内を予定しています。サイドブックスページは2ページ、委員会資料は1ページにお戻りいただき、上段の歳入欄をお願いします。16款国庫支出金2項国庫補助金5目土木費国庫補助金として、3,575万円の増額補正をお願いします。都市整備課の説明は、以上となります、よろしく申し上げます。

○**滝田下水道産課長** 下水道課でございます。令和3年度土浦市一般会計補正予算（第4回）（案）につきまして、サイドブックスの4ページ、資料番号で3ページをお願いします。6月定例会におきまして、増額補正をお願いします。事業につきましては、都市下水路整備事業における工事請負費の補正をお願いします。はじめに、表の7款土木費3項河川費3目排水路整備事業費、幹線排水路整備事業の補正は西根竹の入都市下水路整備工事費の工事延長の増加によるものでございます。サイドブックスの5ペー

ジ、資料番号で4ページをお願いします。都市下水路整備事業は、毎年、特定防衛施設周辺整備調整交付金の活用により、浸水対策工事を継続している事業でございますが、今年度の交付金の活用に当たり、防衛省北関東防衛局より左側中央に示してございます水路合流地点長峰都市下水路と西根竹の入都市下水路の合流地点までの整備の指示がございました。当初予算ですと延長45メートルの整備となり、整備済地点から合流地点までは55メートルあることから、10メートル不足となります。この延長10メートル分が増額となりますので、事業費の補正をお願いするものでございます。下水道課の補正は、以上でございます。よろしく申し上げます。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○**勝田委員長** 次に、②令和2年度土浦市一般会計予算の事故繰越について執行部から説明願います。

○**平井都市整備課長** 都市整備課でございます。②令和2年度土浦市一般会計予算の事故繰越について、御説明いたします。サイドブックスは、②令和2年度土浦市一般会計予算の事故繰越についての2ページ、委員会資料は、別添資料2の1ページをお開きください。こちらは事故繰越計算書となっております。事故繰越につきましては、明許繰越しその他特別な事情により繰越しを想定していなかった事業が年度内に終わらない場合に、支出が完了しなかったものを規定により繰り越すものでございます。繰越事業につきましては、4項都市計画費の中の土浦港周辺広域交流拠点民間事業者誘導事業でございます。1番右側の説明欄をお願いします。川口二丁目地区の市有地については、官民連携による水辺空間のにぎわい創出の検討を進めており、民間活力導入の土地活用に向けて調査を進めている中で、新型コロナウイルス感染拡大の影響により民間事業者とのヒアリングが中断となったため、年度内の完了が不可能となったものでございます。詳細な説明につきましては、サイドブックスは3ページ、委員会資料は2ページをお願いします。対象事業地は、令和元年度に対象地区の現況整理や需要調査等を実施し、令和2年度に事業費の繰越しを行い民間活力の導入による土地活用に向けて準備を進める予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、民間事業者へのヒアリング等の条件整理に必要な作業が中断となり、令和2年度内に業務が完了せず、繰越しさせていただくものでございます。昨年度に、事業への参入意向や進出条件等を把握

するためのサウンディング型調査を実施し、参加をいただいた民間事業者などとの協議・ヒアリング等を予定しておりましたが中断となり、繰越しが生じる結果となったものでございます。なお、令和3年度につきましては、コロナの状況を見ながらとなりますが、民間事業者によるヒアリングを踏まえて、民間事業者の公募条件の整理や公募要領等について検討を進め、民間活力による事業化に向けた手続を進めていければと考えております。説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○**寺内委員** 今の説明だと、これまでのサウンディングは、URがやってたと思うんだけど、コロナのために事業が中断していますよね。これから先は、URはどこまでやるのかな。

○**平井都市整備課長** はい。サウンディング会社の4社の御意見を聴きながら、公募に向けての公募要領案の策定ですとか後方支援の方をお願いする予定です。

○**寺内委員** それは分かっているんだけど、実際はURリンクージュはいろんな資料を持っているよ。全国的にやっているところだから。ただ、土浦独自でやるんだから、土浦に詳しい人にやってもらいたいというのが、私らの思いなんだよね。そのために前任の課長がサウンディングをやってくれたと思うのよ。だからそういうことを念頭に置いてやってもらいたい。平井課長に代わったが、飯泉課長は分かっていたけれども、市民に愛されるものを作ってほしいので、よろしく申し上げます。

○**勝田委員長** 次に、③令和2年度土浦市下水道事業会計継続費の繰越しについて執行部から説明願います。

○**滝田下水道課長** 下水道課でございます。サイドブックスの③令和2年度土浦市下水道事業会計継続費の繰越しについてをお願いします。令和2年度土浦市下水道事業会計継続費の繰越しにつきまして、サイドブックスの2ページ、資料番号で1ページをお願いします。令和2年度土浦市下水道事業会計継続費の繰越しに伴う計算資料でございます。下水道事業会計継続費の繰越しにつきましては、地方公営企業法施行令18条の2の規定により、議会への報告事項となっておりますので、一覧表により御報告させていただきます。表中の1款、資本的支出の1項、建設改良費の公共下水道（汚水）整備事業は、東筑波新治工業団地ポンプ場の新設整備でございます。令和元年度から令和3年度までの継続費を設定いたしまして、今

年度が最終年度となります。なお、サイドブックスの3ページから5ページ、資料番号で2ページから4ページまで位置図がございますが、全て同じ場所でございます。下水道課からは、以上でございます。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○**勝田委員長** 次に、④令和2年度土浦市下水道事業会計予算の繰越しについて執行部から説明願います。

○**滝田下水道課長** 下水道課でございます。サイドブックスの④令和2年度土浦市下水道事業会計予算の繰越しについてをお願いします。令和2年度土浦市下水道事業会計予算の繰越しにつきまして、サイドブックスの2ページ、資料番号で1ページをお願いします。令和2年度土浦市下水道事業会計予算の繰越しに伴う計算資料でございます。下水道事業会計の繰越しにつきましては、地方公営企業法第26条の規定により、議会への報告事項となっておりますので、一覧表により御報告させていただきます。表中の1款、資本的支出の1項、建設改良費の1つ目、下水道ストックマネジメント事業は、下水道施設の点検調査でございますが、令和2年度の委託につきまして、関係機関などとの協議に不測の日数を要したことから、4件の委託について繰り越したものでございます。また、2つ目の下水道総合地震対策事業は、下水道施設の地震時における対策でございますが、関係機関などとの協議に不測の日数を要しましたことから1件の委託について、繰り越したものでございます。次に、3つ目の公共下水道管渠緊急改築事業は、土浦北インター付近での大規模な道路陥没が発生したことから、緊急で腐食管渠の改築を行うことから1件の工事について、繰り越したものでございます。次に、4つ目の公共下水道（汚水）整備事業につきましては、工事請負費が3件及び工事に伴う支障物の移設などの補償費用としての1件でございますが、国道6号バイパス事業の実施に伴う下水道管の移設や国や県など、関係機関との協議・調整に時間を要したものでございます。次に、5つ目の公共下水道雨水排水路整備事業は、現在、木田余地内で施工中の雨水幹線及び菅谷町地内における調整池などの整備でございますが、調整池の工事など2件及び雨水函渠埋設のための拡張用地の買収が1件並びに工事に伴う支障物の移設補償など1件でございます。工事施工に伴う関係機関及び地元地権者との調整に時間を要したことから、繰越しをお願いするものでございます。次に、6つ目の流域下水道事業で

ございますが、この事業は、県の施設でございます霞ヶ浦浄化センターの改築などに要する建設負担金を納付するものでございますが、処理場における水処理施設などの耐震化や長寿命化工事につきまして、年度内完了が困難なことに伴い、負担金につきましては、繰越しをお願いするものでございます。なお、サイドブックの3ページから16ページ、資料番号で2ページから15ページまでが、位置図でございますので御確認のほど、よろしく願いいたします。下水道課からは、以上でございます。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○**寺内委員** 下水道ストックマネジメント事業なんだけれども、旧市内の下水道は、布設してから50年以上経っているんだよね。大至急調査してもらわないと、道路が陥没してしまうことも、なきにしもあらずだと思うのよ。至急、調査をやってもらいたい。亀城モールのところをやったときには、建物を壊したら、暗渠が崩れているところがあったのよ。

○**滝田下水道課長** 寺内委員のおっしゃるとおりだと思いますので、やらせていただきたいと思います。

○**柏村委員** 何年前だったか、寺内さんのところのビルを壊す前に、時計屋さんだったかな。ちょっと来てくれと言われて、その時にその店の担当者が言うには、下が割れているんだよねと。また、川口側の再生については、柏村の言っていることは第8次に一部入っているんだと。丸め込まれて終わったけど。さっきのと合わせて、ぜひ一緒にやってもらいたいと思います。以上です。

○**勝田委員長** 次に、⑤令和2年度土浦市水道事業会計予算の繰越しについて執行部から説明願います。

○**和田水道課長** 水道課でございます。サイドブックの5番をお願いいたします。別添資料5令和2年度、土浦市水道事業会計予算の繰越しにつきまして、サイドブックの2ページ、資料番号で1ページをお願いいたします。令和2年度土浦市水道事業会計予算の繰越しに伴う計算資料でございます。水道事業会計の繰越しにつきましては、地方公営企業法の第26条の規定により議会への報告事項となっておりますので、一覧表により御報告させていただきます。表中の1款、資本的支出の1項、建設改良費の1つ目、配水管施設整備事業は、新設管の布設整備でございますが令和2年度の工事につきまして関係機関などとの協議に不測の日数を要したことから、4件の工事について繰り越したものでございます。また、2つ目の老朽管更新事業は、既設水

道管の老朽化に伴う管渠の布設替えでございますが、関係機関などとの協議に不測の日数を要しましたことから布設替えに先立ちました実施設計の委託が3件及び布設替え工事の8件につきまして、繰り越したものでございます。なお、サイドブックスの3ページから6ページ、資料番号で2ページから5ページまでが配水管施設整備事業における配水管新設工事箇所的位置図でございます。また、サイドブックスの7ページから17ページ、資料番号で6ページから16ページにつきましては、老朽管更新事業として配水管の布設替えに伴う実施設計委託箇所並びに配水管布設替え箇所の位置図でございますので、御確認のほど、よろしくお願いいたします。水道課からは、以上でございます。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○**内田委員** 先日、箇所付けをしたものを頂いたのですが、あれはこの繰越を含めたものが入ってますか。

○**和田課長** 先日本配りした箇所付けは、新規の工事に伴うものでして、今回の繰越の分は含まれておりません。

○**内田委員** 去年の箇所付けにあったものということ。

○**和田課長** 昨年お配りしました箇所付けに載せさせていただいた案件でございます。

○**勝田委員長** 次に、⑥常磐線荒川沖・土浦間岩柳こ線人道橋架替外1工事の施行協定（案）について執行部から説明願います。

○**草間道路建設課長** 道路建設課でございます。サイドブックス6の資料をお開き願います。別添資料6常磐線荒川沖・土浦間岩柳こ線人道橋架替外1工事の施行協定（案）につきまして、御説明いたします。サイドブックスでは2ページを、資料では1ページをお願いいたします。今回少しお時間を頂き、細かく説明をさせていただきます。はじめに、工事の概要とこれまでの経緯について御説明いたします。今回の橋梁工事は、岩柳こ線人道橋の架替及び小松こ線人道橋の撤去でございます。橋梁名が長く、説明がしにくいので、以下、通称の一番橋、二番橋と読み替えて御説明いたします。経緯についてでございます。記載されておりますとおり、平成28年度、5年に1度の実施が法律で義務付けされております橋梁の定期点検におきまして一番橋と二番橋が判定Ⅲの結果となりました。一番橋も二番橋も自動車は通行できない自転車歩行者用の橋でございますが、判定Ⅲの結果とは、構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態であるものと位置

付けられ、5年後の次回点検までに修繕することが求められております。このことから、平成29年度、橋梁の両側の地区である富士崎一・二丁目と小松ヶ丘町におきまして地元説明会を開催し、翌30年度から2か年をかけまして、当該工事に係る概略設計と詳細設計を進めてきたところでございます。3の今後のおおむねのスケジュールにつきましては、今年度、この協定を締結した上、二番橋の撤去に当たり支障となるJRの設備関係の仮移転を行い、令和4年度に二番橋の撤去、令和5年度に二番橋の新設、令和6年度に一番橋の撤去、令和7年度に再度支障物件の本移転を行い、工事完了となります。つづきまして、サイドブックスの次のページを、資料では2ページをお願いいたします。こちらが、位置図でございます。場所につきましては、旧土浦市役所本庁舎の南側、土浦拘置支所から見ると東側になります。こちらに、JR常磐線の北西側の富士崎二丁目と南東側の小松ヶ丘町を結ぶ一番橋と二番橋がございます。これらの橋梁は先ほども申し上げましたとおり、自動車は通行できない自転車歩行者用の橋梁でございます。平成29年度に実施した交通量調査におきましては、主に二番橋を周辺の住民や土浦日大生が利用している状況で、一番橋の利用者は極端に少ない状況でございました。このため、JR水戸支社や県など関係機関と調整を重ねてきた結果、交通量の多い二番橋を架替え、交通量の少ない一番橋を撤去することで、道路橋の統廃合・集約化を行う計画とし、国の補助事業として採択されたものでございます。つづきまして、サイドブックスの次のページを、資料では3ページをお願いいたします。こちらが、架替を行う二番橋でございます。上の写真が全景でございますが、橋脚が鉄骨製のため、全体的に錆が発生しており、場所によっては下の写真のように、鉄骨間を結んでいるブレースが破断している状況でございます。つづきまして、サイドブックスの次のページを、資料では4ページをお願いいたします。こちらが、撤去いたします一番橋でございます。先ほどと同様、上の写真が全景でございます。こちらにも橋脚が鉄骨製のため、下の写真のように、橋脚の一番下、コンクリートとの接続部分におきまして、腐食が進んでいることなどが確認されている状況でございます。つづきまして、サイドブックスの次のページを、資料では5ページをお願いいたします。こちらが、架替する二番橋の計画図でございます。右上にございます、断面図を御覧ください。幅員としましては、現在の二番橋と同じ幅員としまして、手摺間の有効幅員3.7メートルを確保した計画としております。つづきまして、サイドブックスの次のページを、資料では

6 ページをお願いいたします。こちらが、鉄道施設と道路施設の工種ごとの工程表と工種別工事費を一枚にまとめたものでございます。工程につきましては、先ほど概略を御説明いたしましたので、申し訳ありませんが、ここでは説明を割愛させていただきます。右下の総工事費を御覧ください。総工事費といたしまして、今年度から5か年で、9億9,035万8,000円を予定しており、内訳といたしまして鉄道施設の支障移転等が2億8,726万円、道路施設としての橋梁に係る工事費が7億309万8,000円となっております。つづきまして、サイドブックスの次のページを、資料では7ページをお願いいたします。こちらから資料の9ページまでが、今回締結しようとする協定書の案の本文でございます。内容につきましては、JRと地方自治体が締結する一般的な協定書となっており、これまで御説明してまいりました工事の位置や工事内容及び施行区分、工事の費用負担や計画予算などにつきまして定めるものでございますので、ひとつひとつの条文の説明は省略させていただきます。鉄道営業線内におけるJRへの複数年の工事委託につきましては、こちらの全体協定と言われる協定を締結した上、第7条に定める年度ごとの協定を別途締結しながら毎年度委託工事を進めていくこととなるものでございます。なお、先ほど御説明いたしました工事費につきましては、こちらの第5条第1項に定めているものでございます。ページ少し飛びますが、サイドブックスでは11ページを、資料では10ページをお願いいたします。こちらが協定書の別紙1工事内容でございます。ここから先、最後のページまでの別添資料はこれまで説明した内容と重複いたしますので、大変恐縮ですがこちらも説明は割愛させていただきます。施行協定の締結についての説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○勝田委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○内田委員 これは、一番橋と二番橋は、何年にできたものなのですか。

○草間道路建設課長 建設年度につきましては、資料が残っておりませんので不明でございますが、上部工の主桁が鉄道の古レールを再利用して作られたもので、このような橋梁は物資が不足していた太平洋戦争の前後に建設例が多いと言われております。

○内田委員 ということは、戦中戦前の可能性があるということですね、分かりました。

○柳澤委員 参考のために、利用者はどのくらいいるのですか。

○草間道路建設課長 平成29年の9月に交通量調査を実施いたしまして、朝の7時から夜の7時までの12時間の交通量を取りました。富士崎側から小松ヶ丘、小松ヶ丘から富士崎の合計が一番橋につきましては63、二番橋につきましては450でございます。

○柳澤委員 結構な頻度があるんだね。

○草間道路建設課長 二番橋の利用者につきましては、8時から9時という時間帯が自転車が多く、おそらく土浦日大生が通学に利用しているというふうに考えてございます。

○柳澤委員 通常の住民には、生活道路という位置付けではなく、通学用道路という位置付けなのかな。

○草間道路建設課長 委員おっしゃるとおりで、生活圏は、小松ヶ丘町、それから富士崎二丁目とJR常磐線で分断されてございます。ですので、主な利用者は先ほど申し上げましたとおり土浦日大生の通学というものが多いのではないかとこのように考えてございます。

○柳澤委員 だからどうしたという訳ではないんだけど、参考のためにね。

○勝田委員長 つぎに、報告事項です。入札案件について執行部から順次説明願います。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。つづきまして、別添資料の7(2)報告事項の入札案件につきまして説明をさせていただきます。サイドブックの⑦入札案件について、紙の資料につきましては、別添資料7をお願いいたします。それでは、表紙をおめくりいただきまして、サイドブックでは2ページ、紙の資料につきましては、1ページをお願いいたします。スマートインターチェンジ設置可能性調査業務委託(その2)につきまして、説明をさせていただきます。1番の目的につきましては、昨年引き続き2年目の事業となりますが、土浦北インターチェンジと桜土浦インターチェンジの中間に位置する区間におきましてスマートインターの整備に向け、概略検討及び交通量推計、整備効果の検討を行い、設置可能性について調査を実施するものでございます。2番の予算額につきましては、1,390万円となっております。説明は、以上となります。よろしくをお願いいたします。

○平井都市整備課長 都市整備課でございます。同資料サイドブックページは3ページ、委員会資料は2ページをお願いいたします。都市整備課で報告させていただく入札案件は、6月11日執行の一般競争入札案件で、委託件名は霞ヶ浦総合公園トイレ等改修工事でございます。委託内容につきましては、令和2年度、第16回補正(3月補正)において霞ヶ浦総合公園関係新型コロナウイルス感染症対策事業として、補正をお願いした霞ヶ浦総合公園内8

か所におけるトイレの洋式化 21 か所及び水栓ハンドルのレバー化 63 か所についての補修工事費でございます。改修に当たりましては、業者が決定次第、速やかに改修作業を進めてまいります。都市整備課の説明は、以上となります。

○**浅岡道路管理課長** 道路管理課でございます。別添資料 7 入札案件について御説明いたします。道路管理課の入札案件につきましては、4 件でございます。3 ページをお願いいたします。はじめに、道路台帳加除補正業務委託でございます。この委託は、市内全域の市道につきまして、昨年度 1 年間に新設・認定されました路線や改良工事によって拡幅された路線など道路現況の変更について調査いたしまして、データや図面等を加除補正するものでございます。つづきまして、4 ページをお願いいたします。街路樹管理業務委託（北部）でございます。この委託業務は毎年実施しているものでございます。委託概要としましては、市内北部地区の I 級市道などの幹線道路を中心に団地内及び工業団地内などの高木・低木剪定、薬剤散布、除草など管理業務を委託するものです。5 ページをお願いします。街路樹管理業務委託（南部）でございます。こちらの委託も市内南部地区の幹線道路を中心に高木・低木剪定、薬剤散布などの管理業務を委託するものです。つづきまして、6・7 ページをお願いします。市道 I 級 3 号線外路面清掃業務委託（第 1 回）でございます。この委託業務につきましても毎年実施しているものです。委託概要としましては、市内の I 級市道などの幹線道路を中心に車道の路面清掃、歩道の掃出し、また集水柵の清掃などを実施するものです。道路管理課の案件につきましては、以上でございます。

○**草間道路建設課長** 道路建設課でございます。道路建設課の入札案件につきましては、2 件でございます。次のページ、サイドボックスでは 9 ページ、資料では 8 ページをお願いいたします。市道小松一丁目 25 号線実施設計委託でございます。委託の場所につきましては、小松郵便局の南側に位置する小松一丁目地内の生活道路でございます。委託の概要としましては、延長 85 メートルの区間におきまして、現況幅員約 3.0 メートルの道路を、計画幅員 4.0 メートルに拡幅改良するための設計委託でございます。つづきまして、次のページ、サイドボックスでは 10 ページ、資料では 9 ページをお願いいたします。市道新治中 637 号線改良工事でございます。工事の場所につきましては、さん・あびおの南側に位置する下坂田地内の生活道路でございます。工事の概要としましては、延長 236 メートルの区間におきまして、現況幅員約 2.4 メートルの道路を計画幅員 5.0 メートルに拡幅改良

するもので、道路側溝を敷設し、舗装を整備する工事でございます。道路建設課の案件につきましては、以上でございます。

○**滝田下水道課長** 下水道課でございます。国補公下維（委）第1号令和3年度重要な幹線等管渠調査業務委託でございます。この委託は、緊急輸送路などに埋設された下水道管渠の点検でございます。並木第一処理分区外8処理分区の管口カメラ点検460か所と目視点検9か所の調査委託でございます。この委託ですが、最初の調査でございますので、業務が完了した後に、判定結果が危険な箇所について再度詳細に調査を実施する予定でございます。市民の安全を守るためにも陥没など起きない様に管理していきたいと思っております。下水道課は、以上でございます。よろしく申し上げます。

○**和田水道課長** 次水道課でございます。土水配工第1号神立配水場監視・計装設備更新工事でございます。この工事は、神立配水場における電気設備の更新でございますが、昨年度に実施しました受変電設備の更新に引き続き、今年度、監視装置や計装設備について更新するものでございます。つきまして、サイドブックの13ページ、資料番号で12ページをお願いいたします。土水新工第1号神立中央一丁目地内配水管布設工事でございます。この工事は、神立駅西口の区画整理事業に伴い、口径100ミリから200ミリの配水管を、86.1メートル区間布設する工事でございます。水道課は、以上2件でございます。よろしく申し上げます。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○**勝田委員長** つぎに、⑧花の産地つちうらプロジェクトについて説明願います。

○**黒須農林水産課長** 農林水産課でございます。報告事項⑧花の産地つちうらプロジェクトについて御説明申し上げます。別添資料8の1ページを御覧ください。この事業は、グラジオラスやアルストロメリアなどに代表される土浦市で栽培されている花き類について花の産地としてPRを行い、地域農業の振興を図るもので、併せてコロナウイルス感染拡大に伴う収益減などの影響を受けている花き生産農家を支援することを目的としたものでございます。内容といたしましては、市内で生産されている花き類を利用したイベントを父の日に合わせて、6月19日に土浦市うらら大屋根広場で実施するものでございます。実施内容でございますが、市内で生産された花の即売、フラワーアレンジメント、装飾コーナーの設置、父の日プレゼント作成ワークショップの実施、土浦ブランド販売会との同時開催、連携イベン

トとして花の産地めぐりサイクリング、子供向けイベント等を実施する予定でございます。イベントの開催につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、いばらきアマビエちゃん登録を行うとともに、関係者及び見学者にマスクの着用を義務付けるほか、検温器・手指消毒用アルコールを設置し、徹底を図ります。また、このようなコロナ禍の状況でございますので、茨城版コロナNextコロナ対策指針ステージ4又はそれに準じた感染状況により自粛が必要と判断された場合は、主催者・関係機関で協議し、イベントを中止とする場合がございますのでよろしくお願いいたします。説明は、以上でございます。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○**柳澤委員** 今、全て自粛だよ。こういうイベントがあれば楽しいし、待ちわびている人もいるのかもしれない。今、また増えちゃってるよね。その繰り返しだ。この事業計画を練ったのはコロナの渦中において、にぎわいという意味で事業計画を作ってくれたと思うんだけどね。マスクをして検温をしてやればイベントの現場でコロナが発生するということは、ないんだろうけれども、一方でオリンピックでも騒いでるように、どうしてこの時期にやらなければならないのか、という思いが強いんですよ。この事業計画を作った時期、多分、新年度だよ。

○**黒須農林水産課長** このイベントは、政策の中でも挙げさせていただいているイベントでございまして、計画としては1年前になります。

○**柳澤委員** 何が言いたいかというと、俺はね、やらないほうがいいと思っているのよ。今まで1年半我慢してきたんだから、ここで手綱を緩めるというのは、イメージも良くないしね。もう少し我慢して、ちょっと考えてよ。立場分かるよ。でも、もうちょっと我慢したほうがいいと思う。あと今年やらなくたって、花き農家は潰れないだろ。来年だっていいじゃないよ。返事は、いいです。やめるとは言えないよな。

○**勝田委員長** 次に、②令和2年度土浦市一般会計予算の事故繰越について執行部から説明願います。

○**平井都市整備課長** 都市整備課でございます。②令和2年度土浦市一般会計予算の事故繰越について、御説明いたします。サイドブックは②令和2年度土浦市一般会計予算の事故繰越についての2ページ、委員会資料は、別添資料2の1ページをお開きください。こちらは事故繰越計算書となっております。事故繰越につきましては、明許繰越しその他特別な事情により繰越

しを想定していなかった事業が年度内に終わらない場合に、支出が完了しなかったものを規定により繰り越すものでございます。繰越事業につきましては、4項都市計画費の中の土浦港周辺広域交流拠点民間事業者誘導事業でございます。1番右側の説明欄をお願いします。川口二丁目地区の市有地については、官民連携による水辺空間のにぎわい創出の検討を進めており、民間活力導入の土地活用に向けて調査を進めている中で、新型コロナウイルス感染拡大の影響により民間事業者とのヒアリングが中断となったため、年度内の完了が不可能となったものでございます。詳細な説明につきましては、サイドブックは3ページ、委員会資料は2ページをお願いします。対象事業地は、令和元年度に対象地区の現況整理や需要調査等を実施し、令和2年度に事業費の繰越を行い民間活力の導入による土地活用に向けて準備を進める予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、民間事業者へのヒアリング等の条件整理に必要な作業が中断となり、令和2年度内に業務が完了せず、繰越しさせていただくものでございます。昨年度に、事業への参入意向や進出条件等を把握するためのサウンディング型調査を実施し、参加をいただいた民間事業者などとの協議・ヒアリング等を予定しておりましたが中断となり、繰越しが生じる結果となったものでございます。令和3年度につきましては、コロナの状況を見ながらとなりますが、民間事業者によるヒアリングを踏まえて、民間事業者の公募条件の整理や公募要領等について検討を進め、民間活力による事業化に向けた手続を進めていければと考えております。説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○**勝田委員長** 次に、⑨新たな地域公共交通の導入について執行部から説明願います。

○**飯泉都市計画課長** 都市計画課でございます。つづきまして、別添資料の9、新たな地域公共交通の導入につきまして、説明をさせていただきます。サイドブックの⑨新たな地域公共交通の導入について、紙の資料につきましては、別添資料9をお願いいたします。表紙をおめくりいただきまして、サイドブックでは2ページから3ページ、紙の資料につきましては、1ページをお願いいたします。1番の経緯についてでございますが、新たな地域公共交通の導入につきましては、令和2年度からの新規事業として取組を進めているものでございます。昨年度につきましては、公共交通整備の必要性

が高い地域を対象にアンケート調査を行った結果等を踏まえまして、本年度、試験運行を実施する地域といたしまして、中村南・西根南地区が選定をされましたことから、中村南・西根南地区の住民1,000名を対象に、新たな公共交通導入に向けたアンケート調査を、昨年11月から12月にかけて実施をしたところでございます。2番の地元協議会につきましては、各町内から3名程度、選出をいただき、地元による協議会を設立いたしました。3番の設立後の開催状況についてでございますが、第1回につきましては、コロナウイルス感染拡大に伴います茨城県独自の緊急事態宣言等を受け、書面により開催をいたしました。第2回につきましては、三中地区公民館において、4月17日に開催をしたところでございます。4番の協議会の内容について、でございますが、(1)第1回は書面により開催いたしまして、(2)の第2回では役員選出を行っております。②の協議事項といたしましては、使用車両や、隣の次のページとなりますが、目的地に関する協議等を実施したところでございます。5番のスケジュールについてでございますが、第3回につきましては、5月22日に開催を予定しておりましたが、先週、土浦市におきましても、コロナウイルス感染拡大市町村に追加指定を受けましたことから、急遽、日程を6月に延期とさせていただいたところでございます。今後につきましては、第4回、第5回と協議を重ねまして、10月の試験運行に向けた準備を進めてまいります。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○**勝田委員長** 次に、⑩土浦市地域公共交通計画策定について執行部から説明願います。

○**飯泉都市計画課長** 別添資料の⑩土浦市地域公共交通計画策定につきまして、説明をさせていただきます。サイドブックの⑩土浦市地域公共交通計画策定について、紙の資料につきましては、別添資料10をお願いいたします。表紙をおめくりいただきまして、サイドブックでは2ページから3ページ、紙の資料につきましては、1ページをお願いいたします。左上の箱を御覧ください。地域公共交通に関する法律となっております地域公共交通活性化再生法につきましては、令和2年に一部改正が行われたところでございます。ポイントが3つ記載されておりますが、2つ目にございますとおり、地域の暮らしと産業を支える移動手段の確保がますます重要になっておりま

すことから、多様な関係者が連携し、地域社会の発展に資する交通インフラの整備が求められております。このようなことから、本市においても策定しております地域公共交通網形成計画に代わり、地域公共交通計画の策定が努力義務とされたところがございます。つづきまして、右上の箱でございます土浦市地域公共交通網形成計画につきましては、5年間を計画期間といたしまして、本年度が最終年度となっておりますことから、国の方針に基づく地域公共交通計画の策定を行うものがございます。計画策定の進め方といたしましては、破線の中にありますとおり①といたしまして、基本的な方針の検討、②といたしまして、計画の目標設定、隣の次のページをお願いいたします。③目標達成のための施策の検討、④計画の達成状況の評価指標の検討、⑤パブリック・コメントの実施を予定しております。スケジュールといたしましては、市内交通状況の分析、旧計画となります公共交通網形成計画の評価、そして、課題の整理を踏まえまして、基本方針及び基本目標を掲げて計画案をまとめ、本年度末に策定できれば、と考えております。なお、予算額につきましては、800万円となっております。計画の策定に当たりましては、産業建設委員会の皆様からも、適宜、御意見等をいただきながら、取組を進めてまいりたいと考えております。説明は、以上となります。よろしくをお願いいたします。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○**勝田委員長** 次の⑪つちうらM a a Sについて執行部から説明願います。

○**飯泉都市計画課長** 都市計画課でございます。つづきまして、別添資料の11、つちうらM a a Sにつきまして、説明をさせていただきます。紙の資料につきましては、別添資料11をお願いいたします。表紙をおめくりいただきまして、サイドボックスでは2ページから3ページ、紙の資料につきましては、1ページをお願いいたします。1番のM a a Sについてでございますが、M a a Sとは、地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ、検索・予約・決済等を一括で行うことのできるサービスのことでありまして、様々なサービス等との連携により利便性の向上や地域課題の解決に資する手段となるものがございます。2番のつちうらM a a S推進協議会設立の経緯につきましては、関東鉄道の声がけによりまして、キャッシュレスや次世代モビリティを活用し、観光客の増加や地域公共交通の充実を図るため、関東鉄道が

事務局となり令和2年7月に設立されたものでございます。3番の協議会の概要のうち、(1)の参加団体につきましては、関東鉄道、土浦市を始め、資料に記載の15団体で構成されております。(2)につきましては、昨年度、実施をいたしました4つの実証実験の概要となっております。1といたしまして、公共交通の乗換案内アプリを活用いたしました各種チケットの販売、2点目は、電動キックボードの走行実験、3点目につきましては、新治地区において顔認証システムやマイナンバーカード認証によるコミュニティバスの運行実験、4点目といたしましては電動車いすの走行実験でございます。それぞれの実績につきましては、隣の次のページに記載のとおりでございますので、後ほど、お時間があるときに御覧いただければと思います。なお、令和3年度につきましては、実証実験は行わず、昨年度の実証実験の結果を踏まえ、検証・分析・調査等を行い、令和4年度以降の取り組みに繋げていく予定となっております。本年度の取組状況につきましては、適宜、産業建設委員会の皆様にも御報告してまいりますので、よろしく願いいたします。説明は、以上となります。よろしく願いいたします。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○**小坂委員** 公共交通計画の策定ということで、こういうものを作っていくんでしようということだと思えますけれども、簡単に言うと、人手不足で運転手不足も深刻ですので自動運転とか無人のバスとか境町にはあるんですけど、そういうことをやっていくというのは、考えているのかどうか意見を聞かせてください。

○**飯泉都市計画課長** ただ今、小坂委員の方からお話がございました。国のほうでも、今のようなお話、公共交通サービスの維持確保が厳しい状況の中で、運転手の不足も課題とされております。国のほうも、そういったことを踏まえて、これまで公共交通、電車やバス、タクシーといったものの連携を含めてネットワークを、ということで法律がございましたが、その一部改正で、例えば商業バスやスクールバス、委員さんがおっしゃった新しい取組、そういったものを含めましてですね。検討をするようにということで国のほうからも示されておりますので、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○**内田委員** 今の話、MaaSを検討するに当たって、これには触れてないんですね。あくまで計画の策定ですので、未来型ですからその辺もこの中に入れたほうがよいのではないかと。

○飯泉都市計画課長 ただ今、小坂委員、内田委員さんからお話をいただいた土浦M a a S含めて、新しいA Iとか、そういったものも含めた視点について、この後土浦M a a Sの取組も御報告させていただきますけれども、そういった取組を土浦の方でも民間事業者が中心となって昨年度から進められてございます。今年度、来年度を含めまして継続して進めていこうと考えているところで、進めてまいりますので、そういった部分とも連携を図りながら新しい取組を取り入れて、計画の方を取り組めていければと思いますので、よろしくをお願いします。

○内田委員 計画ってというのは公文書でしょう。今言ったようなことを入れなくていいの。

○飯泉都市計画課長 私の説明が不足して申し訳ございません。サイドブックの資料の中でスケジュールがございましたけれども、この中で、市内の公共交通分析の中に、今の計画の進捗状況も含めまして新たな計画に含めてまいりますと考えてございます。以上です。

○内田委員 了解。

○勝田委員長 つづいて、⑫工事発注状況報告については、各自、資料を御覧いただくこととし、説明は省略いたします。つづいて、その他について、執行部から何かありますか。

○羽成農業委員会事務局長 農業委員会から御報告いたします。沢辺地区土砂等による農地法違反転用につきまして、委員長から依頼がありましたので、御報告いたします。違反がありました農地は、土浦市沢辺ケソヌマ671の2、672の3の2筆、合計3、980平米の農地となっております。位置図を見ていただきますとオレンジの部分が農地となっております。また、青い部分が山林の面積となっております、こちらの面積が3、055平米となっております。農業委員会では、農地所有者が農地法の違反転用になりますので、令和元年の10月の定例総会におきまして、状況を報告し、原状回復が見られないことから、令和2年2月12日の定例総会において、文書による是正指導を、原状回復の議案を提出し、全員一致で議決され、同日付けで農地転用の違反是正の通知を発送しております。その後、関係者の方がすぐ会窓口に来場していただき、現状をヒアリングしております。また、環境保全課の報告がありました残土撤去計画や、関係者からの聞取りの中で、昨年来からのコロナウイルス感染症拡大の影響で現場立会いができないので、土を運ぶのに時間が必要であると伺っております。コロナが大きく影響しており、残土撤去の計画が進んでおりませんので、今後指導、催告等

を続けてまいりますので、よろしく申し上げます。説明は以上でございます。

○内田委員 これは環境保全課との連携になっているようだけれども、もう1つ道路の問題があるんだよね。そうすると3つに分かれるでしょう。相手は個人ですからいろいろあるでしょう。けれど道路について、どのようにお考えなのか聞いておきたいのですが。

○浅岡道路管理課長 道路のほうに関しましても、今、羽成局長が言ったように搬出計画のほうは環境保全課のほうに打合せをしているということで、調整、連携を進めていきたいとは考えております。ただ、内田委員おっしゃるとおり、実際利用されている方にとっては、地域住民の方が利便性とかそういうことがございますので、そういったことも考慮しながら進めていきたいと考えております。

○内田委員 進めていくというのは、時間がかかると思うんだ。そのことと今の道路の補修の問題について、当然後で賠償とかいろいろあるかは分かりませんが、やっぱり地域住民にとって現場あの状態では困るといえるのは、誰もが考えていることだと思うんですけども、どのように考えていますか。すぐに返事が難しいようであれば、本会議の時で結構です。

○柳澤委員 現地へ行って見たことがないんだけどね、ただ、今の話を聞いている限りでは、あそこにダンプが入って道路も壊してしまったということで、あれからしばらく経つので、とっくにもう直っているものと思っていたんだけどね。そのままだというふうに理解できるんだけど、この道というのは、どの場所を言っているのかな。

○岡田建設部長 これは、左側から撮ったところですね。この車の先が、壊れている状況でございます。

○柳澤委員 これは、結構交通量のある通りなのですか。

○岡田建設部長 残土が置かれたところから左側は道路改良が終わったところですけども、県道からの入口のところは完全な改良済のところではなかったもので、大型が入って壊れてしまった状況です。県道の拡幅工事が計画されておりますので。その入口のところはまだです。

○柳澤委員 現場も見てないであれなんだけど、これが山ノ荘へ続く道でしょう。ここから左に入って、それで、崩れてるのが何メートルくらいか。

○岡田建設部長 100メートルはありませんが50メートルから100メートルの間までくらいが壊れている状態です。

○柳澤委員 その先は、全く問題がないのか。さっきの話に戻るんだけど、交通量は多いのか。道路改良したくらいだから多いか。

○岡田建設部長 朝夕の抜け道に使われているようです。つくば千代田線が混みますので、迂回して本郷地区、その辺の方が通っている状況かと思いません。

○柳澤委員 今回ダンプが通って壊れたってことなんだけれども、一般的にダンプが通って壊れた場合に、その修理というのは通ったダンプがやるのかな。行政かな。

○岡田建設部長 違法性のないダンプであれば、壊れた道は市のほうで直すようになると思います。

○柳澤委員 今回の場合は、どういうふうに考えているの。

○岡田建設部長 その辺の状況がまだ見えていない状況です。

○柳澤委員 今、違法性とかって話があっても、それは過積載とかの話かな。

○岡田建設部長 そういう形だと思います。

○柳澤委員 去年、道路課でも実際にダンプが通っているところを確認したという話を聞いたんだけど、その時の状況で、過積載の状態だったのか。

○岡田建設部長 過積載だとは、警察のほうも言っていないです。

○柳澤委員 実際に警察が立ち会っているときにダンプが入ってきたと。一目見て、とがめなかったということは、客観的に見れば過積載はなかったんだろうなと判断できると思うんだけど、どうでしょう。

○岡田建設部長 その辺も含めて調査しているところです。

○柳澤委員 調査してるって、あれから何箇月経ってるんだ。そろそろ答え出てるんじゃないの。さっきの一番最初の説明の中で、この区間はきちんとした道路改良をしていませんでしたという話をしていたよね。もともと、いい加減な道路であったんだよと。その先は道路改良があって、作ったけれども、入口のほうはそうではなくて、壊れてしまったと。そういう説明を聞いていたんだけど、その辺も加味して今、検討しているんだろうか。

○岡田建設部長 はい。

○柳澤委員 了解、分かりました。

○櫻井建築指導課長 建築指導課です。令和2年6月の都市計画の法改正に伴い調整区域において自己用住宅や共同住宅の許可を行っている区域指定制

度などの検討を、今年中に進めてまいります。つきましては、次回9月の事前の産業建設委員会には書面で進捗状況等の報告を考えておりますのでよろしく申し上げます。

○勝田委員長 それは、どういう方向で検討するのですか。縮小されるのかどうか。

○櫻井建築指導課長 現状の中で検討してまいりますので、方向性についても、調査をした上で検討いたします。

○勝田委員長 それでは、検討の必要性は何のためか。何かがあるから検討されるのでしょうか。

○櫻井建築指導課長 令和2年6月の都市計画の法改正に伴うものであります。

○勝田委員長 分かりました。ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

○船沢都市政策部長 執行部からは、以上でございます。

○勝田委員長 委員の方からは、ございますか。

○柏村委員 5月の18日に、湖北流域下水道に伺って、状況などを説明していただきました。趣旨は、残土が積んであるところで、前から話題になっていましたけれど、花火がやれるかどうかということについて、環境を知るために伺った訳です。向こうは、残土の積んであるところは、売ることはない、貸すことについて協議はできるというお話でした。今、境川を軸にして、中に入るのも大変なんですね。草ぼうぼうで、マムシがいるんじゃないかとか。いずれにしても現場を花火関係で残土のところだけではありませんけれども、前々から話題になっていたのも、ほかのやり方も含めて、検討するのに参考なるだろうということです。以上です。

○勝田委員長 ありがとうございます。ほかに委員の方からはよろしいでしょうか。それでは長時間にわたり、お疲れ様でございました。以上で、産業建設委員会を閉会します。